



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》法人成り(個人事業の廃業)

平成23年度税制改正において、法人税率の引下げが焦点になっています。実効税率が下がることを考慮に入れ、個人事業を法人化する「法人成り」を検討なさっている方も多いのではないのでしょうか。今回は、「法人成り」において、個人事業を廃業する際に注意すべき点をまとめました。

1. 個人事業の廃業に係る届出書

個人事業をしていた事業主が法人成りをした場合には、次の届出書の提出が必要になります。

届出書	期限	提出先
個人事業の開廃業等届出書	廃業の事実があった日から1ヶ月以内	税務署
事業廃止届出書(消費税の課税事業者の場合)	廃業の事実があった日から1ヶ月以内	税務署
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告による申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	税務署
給与支払事務所等の廃止届出書	廃止の事実があった日から1ヶ月以内	税務署
事業開始等申告書(個人事業税)	自治体による。東京都の場合15日以内	都道府県税事務所

2. 個人の確定申告

1) 法人成りの場合の事業所得の金額

事業廃止年の1月1日から事業廃止日までで計算します。

①減価償却費(所令132①三)

事業廃止年の1月1日から事業廃止日までの期間に対応する月の分を計上します。

②貸倒引当金(所法52)

事業廃止年分の繰り入れはできません。

③延払基準(所法65、所令191)

未計上の収入金額及び費用の額を、廃止年分の総収入金額及び必要経費に算入します。

④事業税の見込控除の特例(所通37-7)

廃止年分の所得に対する事業税の課税見込額を、廃止年分の必要経費に算入することができます。

⑤債権・債務の整理に係る処理

- ・債権のうち回収不能額(免除した金額等)は貸倒損失として必要経費に算入します。
- ・債務免除された金額は、債務免除益として総収入金額に算入します。
- ・事業廃止に伴う債権・債務の整理費用は、「法人の設立のため」であっても、個人事業の債権・債務にまつわる費用であるため、必要経費に算入します。

2) 法人成りに伴う資産の移転等

①資産を譲渡した場合(所法33, 40, 59, 所通40-3)

a) 棚卸資産

事業廃止時の棚卸高を法人に譲渡した場合には、売上高に算入します。ただし、通常の販売価額の70%未満の対価で譲渡した場合には、通常の販売価額の70%相当額を総収入金額に算入します。

b) 固定資産

事業用資産を法人に譲渡した場合には、譲渡所得として課税されます。ただし、時価の2分の1未満の対価で譲渡した場合には、時価で譲渡したものとみなします。

②資産を賃貸した場合(所法26, 27, 35)

事業主が、新設した法人に資産を賃貸する場合には、賃貸物件に応じ賃貸料収入の所得区分が異なります。

賃貸物件	所得区分
不動産(店舗、倉庫等)	不動産所得
動産(車両、機械等)	事業所得又は雑所得

3) その他所得

設立した法人から支払われる役員報酬等は給与所得、配当は配当所得として課税されます。

4) 純損失の繰戻還付(所法142)

一定の要件を満たせば、次の繰戻還付が受けられます。

- ①事業廃止年分に生じた純損失の前年分への繰り戻し
- ②事業廃止年分の前年に生じた純損失の繰り戻し

3. 廃業後の手続き

予定納税義務のある方(※)は、廃業後7月15日(11月15日)までに、納税地の所轄税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出することを検討します。

※予定納税義務のある方とは、前年の経常的な課税総所得金額をもとに計算した予定納税基準額が15万円以上である方をいいます。

4. おわりに

「法人成り」は、利益の有無に関係なく地方税の均等割がかかったり、登記の手間がかかるというデメリットがあります。しかし、信用力・資金調達力のアップのため、経営承継の円滑化のためという経営合理化策として極めて有効です。さらに、欠損金の繰越期間の長期化や、経営者の家族への事業従事に対する報酬の経費化等、数々の税務上のメリットがあります。

税制改正を機に、法人成りも検討されてはいかがでしょうか。(担当：川田)